

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）の傷病の治ゆ日の認定に誤りがあったとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、路線バス運転手として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、車椅子の乗客乗車のため、介護人・一般乗客と3人で車椅子を持ち上げてバスの車内に運んだ際に腰に違和感を感じ、同月〇日に、〇整形外科に受診し、腰椎々間板ヘルニアと診断され通院治療を開始し、平成〇年〇月〇日に、〇医院にも受診し、腰部・左下肢筋々膜性疼痛症候群と診断されて、通院治療を開始した。

請求人は監督署長に対し、療養補償給付及び休業補償給付支給請求を行い、平成〇年〇月〇日までの受診にかかる保険給付は支給されたが、監督署長は同日をもって治ゆと判断したため、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの〇整形外科受診に係る休業補償給付請求について支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

今治療している〇整形外科院長は良くなると言ってくれているので、平成〇年〇月〇日付けで打ち切りになるのは納得できない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人の傷病について、〇整形外科医師は、症状及び診療の経過から、「平成〇年〇月まで治療し〇月以降は軽作業可能の見込み」、症状固定時期について「平成〇年〇月一杯を予定」と所見し、労災医員Aも、腰椎椎間板ヘルニアに対する医学的知見より、療養期間は通常6か月程度であり、療養及び休業期間は最大限考慮しても平成〇年〇月〇日までと判断すると所見している。

一方、〇整形外科医師は、症状固定時期について不明としているものの、症状は慢性疼痛であることを認め、さらに治療内容についても投薬、注射の対症療法のみであることを所見している。よって、平成〇年〇月〇日の時点において、疼痛等の症状は残るものの、その症状に大きな変化はなく、安定した状態であったと判断される。

また、請求人に対する治療内容は、負傷後約1年6か月以上経過した平成〇年〇月〇日時点においても、投薬、注射等の対症療法のみであるが、対症療法を行っても請求人の腰及び両下肢の疼痛は続いており、もはや医療効果は期待できない状態であると判断される。以上のことから、請求人には、腰及び両下肢の疼痛の症状が残っているものの、平成〇年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）と判断した。

4 審査官の判断

労災医員Bの意見によれば、「徐々に症状は改善し、○整形外科での診療録では、平成○年○月○日の時点でラセーグ右60度、左70度と著明に改善している。」「その後も定期的に○整形外科で治療を受け、改善が認められ、平成○年○月○日より復職可能となっている。」「以上の経過をみれば、ラセーグ徴候の改善した平成○年○月より約6か月経過した平成○年○月末日頃に症状固定と考えるのが相当と考えられる。」と述べており、妥当な意見であると認められる。

そのため、「症状固定時期について、平成○年○月一杯を予定」、「平成○年○月以降は軽作業可能の見込み」という○整形外科医師の所見、並びに「療養及び休業期間は最大限考慮しても、平成○年○月○日までと判断する。」との労災医員Aの所見はいずれも採用できない。

一方、本件休業請求期間全日数について、事業主は療養のため労働できなかったとして賃金を支払っていない旨証明し、休業の必要性に関する証明を行った○整形外科医師は症状所見書にて、請求人の平成○年○月からの復職に際し、作成した診断書の記事欄に、「○月○日より大型バスの乗務が可能と思われる。」と記載した旨を述べ、事業場関係者も「平成○年○月○日から勤務に復帰している。」と述べている。これらのことから、請求人はおおよそ勤務復帰までの間、○整形外科医師の指示に従い療養のため休業していたと認められることから、当審査官としては、労災医員Bの意見書を踏まえ、平成○年○月末日頃に症状固定と考えるのが相当であり、症状固定までの間に係る休業の必要性を認めて差し支えないものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してした本件休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。